

## 《茅ヶ崎市の小児医療費助成事業の対象拡大に伴う変更について》

平成30年4月診療分（5月提出分）から茅ヶ崎市が実施する小児医療費助成事業の助成対象が拡大されます。

- 新たな公費負担者番号が追加されます。
- 拡大された助成対象者の一部の方については、患者一部負担金の徴収があります。

### 【拡大となる助成事業内容】

- 小学4年生から小学6年生まで
- 医科、歯科、調剤及び訪問看護の通院医療

### 【患者一部負担金】

- 1回につき500円
  - 満たない場合はその額
  - 調剤は負担金徴収対象外
  - 月額上限額の設定はありません

※従来、償還払いにより助成していた小学4年生～小学6年生の入院医療については、現物給付に変更になります。

### • 拡大に伴う変更点

平成30年3月診療分まで			平成30年4月診療分から		
		0～小学3年生	小学4～6年生		
医科	入院	全額助成	全額助成（償還）	全額助成	全額助成
	外来	全額助成	3割負担 (助成対象外)		
歯科	全額助成	3割負担 (助成対象外)		全額助成	通院1回500円負担
調剤	全額助成			全額助成	全額助成
訪問	全額助成			全額助成	通院1回500円負担

### • 小児医療証について

- 平成30年4月1日から使用可能です。
- 平成30年3月下旬に交付されます。
- 「一部負担金」欄に徴収金額が表示されます。